

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成22年  
8月17日  
(火曜日)

## 目次

告示  
山口県立自然公園条例第六条第一項の規定による公園事業の決定(自然保護課)……………一

公告  
周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)……………一

選管告示  
参議院山口県選出議員選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨……………二

公安委告示  
教習指導員審査の実施……………六



### 山口県告示第二百九十六号

山口県立自然公園条例(昭和三十五年山口県条例第二十五号)第六条第一項の規定により、長門峡県立自然公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県山口農林事務所及び山口市徳地総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

山口県知事 二井 関成

公園名	事業名	位	置	規	模
-----	-----	---	---	---	---

長門峡県立自然公園  
中国自然歩道事業  
山口市徳地野谷(愛鳥林)  
公衆便所 二〇平方メートル



(二七三) 周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年八月十七日

山口県知事 二井 関成

#### 一 開催の日時

平成二十二年九月六日(月曜日)午後七時

#### 二 開催の場所

周南市岐山通一丁目四

周南市市民館(労働会館)

#### 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する周南都市計画道路三・二・三〇二徳山停車場線

(二) 変更する周南都市計画道路三・三・三〇四海岸通線

次のとおりとする。

次のとおりとする。

#### 四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十二年八月三十日(月曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十二年八月三十日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができるときを決定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。  
その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三一九三三一  
三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

周南市岐山通一丁目一

周南市都市建設部都市政策課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において  
縦覧に供します。)



### 山口県選挙管理委員会告示第六十三号

平成二十二年七月十一日執行の参議院山口県選出議員選挙において、各候補者の出納  
責任者から提出された選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨は、次のとおりで  
ある。

平成二十二年八月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年7月11日執行参議院山口県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

39,474,500円

3 報告書の要旨

候補者氏名	木佐木 大 助	所属党派	日本共産党	期 間 平成22年7月12日から 同月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	吉 田 貞 好			

収 入			支 出	
(氏名) (団体名)	(職業)	(寄附額)		円
主たる寄附			人件費	1,200,000
日本共産党山口県委員会		1,971,240	家屋費	50,000
鴨崎 康子	政党職員	170,000	選挙事務所費	50,000
佐藤 文明	政党職員	170,000	集会会場費	0
下司 寛	政党職員	170,000	通信費	30,000
野村 英昭	政党職員	170,000	交通費	0
藤本 博一	政党職員	170,000	印刷費	1,104,740
吉田 和子	団体職員	150,000	広告費	148,500
吉田 貞好	政党職員	170,000	文具費	0
その他の寄附 0件		0	食糧費	96,000
その他の収入		0	休泊費	512,000
今 回 計		3,141,240	雑 費	0
前 回 計		—	今 回 計	3,141,240
総 計		3,141,240	前 回 計	—
			総 計	3,141,240

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成22年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	岸 信 夫	候補者 届出政党	自由民主党	期 間 平成22年 3月19日から 第1回分 同年 7月21日まで
出納責任者氏名	竹 田 力			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏 名) (団 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	円
自由民主党山口県参議院選挙区第三支部		10,000,000	家 屋 費	1,190,000
			選挙事務所費	2,374,700
			集会会場費	1,844,440
			通 信 費	530,260
			交 通 費	282,419
			印 刷 費	101,248
			広 告 費	3,094,148
			文 具 費	1,893,100
			食 糧 費	373,102
その他の寄附 0件		0	休 泊 費	260,801
その他の収入		0	雑 費	342,946
今 回 計		10,000,000	今 回 計	518,424
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		10,000,000	総 計	10,430,888

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
ビラの作成	888,100円
ポスターの作成	1,394,948円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
計	3,149,609円

報告書受理年月日	平成22年 7月23日	第 1 回報告分
----------	-------------	----------

候補者氏名	原田 大二郎	候補者 届出政党	民主 党	期 間 平成22年5月24日から 同年7月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤村 和 男			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏 名) (団 体 名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	円
原田大二郎と明日の日本を創る会		3,515,804	家 屋 費	1,581,620
			選挙事務所費	349,273
			集合会場費	344,273
			通 信 費	5,000
			交 通 費	32,475
			印 刷 費	178,555
			広 告 費	2,535,448
			文 具 費	1,291,721
			食 糧 費	212,272
その他の寄附 0件		0	休 泊 費	280,152
その他の収入		5,000,000	雑 費	428,425
今 回 計		8,515,804	今 回 計	279,653
前 回 計		—	前 回 計	7,169,594
総 計		8,515,804	総 計	—
				7,169,594

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	311,100円
	ビラの作成	829,400円
	ポスターの作成	1,394,948円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	3,090,909円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成22年7月26日	第1回報告分
-----------------	------------	--------



山口県公安委員会告示第四十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十七日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 平成二十二年九月二十一日（火曜日）及び同月二十二日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十二年八月三十日（月曜日）から同年九月三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
（一）教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
（二）規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万五千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 平成二十二年九月二十二日（水曜日）及び同月二十四日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

備考	審査細目	減ずる額
	一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
	二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
	三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
	四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
	五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
	六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十二年八月三十日(月曜日)から同年九月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。
- 八 その他
    - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
    - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
  - 一 審査の種類  
教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
  - 二 審査の日時及び場所
    - (一) 日時 平成二十二年九月二十七日(月曜日)及び同月二十八日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
    - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
  - 三 審査申請書の受付期間及び時間  
平成二十二年八月三十日(月曜日)から同年九月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
  - 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
  - 五 提出書類
    - (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
    - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
    - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
  - 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
  - 七 審査手数料  
九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当

する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
- 教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通二種)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十二年九月二十八日(火曜日)午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 平成二十二年八月三十日(月曜日)から同年九月三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成二十二年八月十七日印刷  
平成二十二年八月十七日発行

発行所 山口県庁  
発行人 山口県知事

十分から午後五時十五分まで  
審査申請書の提出先

四 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課  
提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
- 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。